

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年9月まで
② 昭和55年2月から56年2月まで

昭和36年頃、夫婦一緒に国民年金に加入し、私が夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和55年4月及び同年5月については、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、36年7月5日に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人夫婦は、同年4月から55年3月までの国民年金保険料の納付記録が全て一致しており、そのうち納付年月日が確認できる納付済期間については、いずれも申立人夫婦の納付年月日が一致していることから、「夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。」とする申立人の主張に不自然さはなく、申立期間②のうち、55年4月及び同年5月について、申立人の夫は保険料が納付済みであることを考えると、申立人が、その夫の保険料のみを納付しながら、自身の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②のうち、昭和55年2月、同年3月及び同年6月については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も同様に未納であることが、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により確認できることから、夫婦二人の納付記録が同時に欠落することは考え難い。

また、申立期間②のうち、昭和55年7月から56年2月までについては、

A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の夫は55年7月から、申立人は56年3月から、それぞれ口座振替により国民年金保険料を納付していることが確認でき、「夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。」とする申立人の主張と相違する上、同被保険者名簿及び特殊台帳のいずれも申立人に係る当該期間の保険料は未納とされていることが確認できる。

さらに、申立期間①については、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、当該期間直後の期間である昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料を40年11月22日に過年度納付していることが確認できる上、同被保険者名簿及び特殊台帳のいずれも申立人夫婦の申立期間①に係る保険料は未納とされていることが確認できるところ、当該過年度納付時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない上、申立人夫婦の同被保険者名簿によると、申立期間①の後半の38年4月及び同年9月欄に「消滅時効」の押印が確認できる。

加えて、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、同市は昭和38年12月26日付けで社会保険事務所（当時）に申立人夫婦に係る不在決定報告を行い、39年6月2日付けで不在取消しを行っていることが確認できることから、申立期間①当時、同市は、申立人夫婦の所在を把握していなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間①並びに申立期間②のうち昭和55年2月、同年3月、及び同年6月から56年2月までの期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても、保険料の納付方法等について記憶が明確ではなく、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和55年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年1月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年1月21日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月頃から31年2月1日まで
② 昭和32年5月1日から33年1月21日まで
③ 昭和33年1月21日から同年6月1日まで

申立期間①については、昭和57年5月に厚生年金保険の加入期間を照会するため、C社会保険事務所（当時）に行った際、同事務所の女性職員から、当該期間において厚生年金保険に加入していた旨の回答があったことを覚えていること、及び申立期間③に係る辞令書を保管していることから、申立期間①、②及び③について、A社に継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人から提出されたA社B支店からの辞令書により、申立人が同事業所に正職員として勤務していたことが確認できる。

また、申立期間③当時のA社B支店の社会保険事務担当者及び複数の同僚は、「正職員は厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、前述の社会保険事務担当者は、自身の厚生年金保険の加入時期について、「昭和33年1月頃に正職員として入社してすぐに加入した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該社会保険事務担当者は、昭和33年1月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認で

きる。

さらに、申立人は、申立期間③のうち、昭和 33 年 3 月 1 日から離職日の 42 年 2 月 14 日まで継続して雇用保険に加入していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、上記辞令書に記載された月給及び諸手当の額から判断すると、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 1 月から同年 5 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、申立人が A 社 D 支店で一緒に勤務していたと記憶する同僚の証言により、時期は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①当時、A 社 D 支店における社会保険事務担当者は、「入社当初の販売員は、厚生年金保険に加入させず、優秀販売員になると、厚生年金保険に加入させることもあった。」と述べている上、申立人が記憶する同僚 1 人及び当該期間当時に同事業所で勤務していた販売員 1 人は、それぞれ昭和 29 年頃、28 年頃に入社したと述べているものの、厚生年金保険の加入時期は、それぞれ 30 年 5 月、同年 12 月とされていることから、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、同事業所は、採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、A 社 D 支店は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①当時の事業主は連絡先が不明であり、上記社会保険事務担当者から聴取しても、申立人について覚えていないことから、当該期間の申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、オンライン記録によると、A社E事業所は、昭和32年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年5月1日から同年12月1日まで、申立人は、同事業所で厚生年金保険に加入することができなかったものと推認できる。

また、申立人は、A社E事業所で研修を受けていたと述べているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が適用事業所となった昭和32年12月1日に、厚生年金保険被保険者資格を取得した者は29人おり、そのうち連絡を取ることができた5人は、申立人について覚えていない上、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の同事業所の事業主及び社会保険事務担当者は死亡又は不明であることから、申立人が同事業所において研修を受けていた事実を確認することができない。

さらに、オンライン記録により、A社E事業所で厚生年金保険に加入する前に多数の者が同社B支店で厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、同事業所及び同社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険第3種被保険者であったことが認められるとともに、第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の第3種被保険者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月6日から25年5月1日まで

B社が作成した職歴証明書から、申立期間は抗内員として勤務していたことが明らかであるのに、厚生年金保険の被保険者種別が第1種となっているのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の第3種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が作成した申立人に係る職歴証明書及び同社の回答によると、申立人の坑内員としての勤務期間は、申立期間を含む昭和23年12月6日から29年12月6日までの期間とされていることから、当該期間当時、申立人はA社C事業所において第3種被保険者として勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社C事業所D課に所属していた上司及び同僚は、「申立人は申立期間についてD課E係に所属し抗内夫として勤務し、第3種被保険者の保険料を控除されていたと思う。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について第3種被保険者であったと認められるとともに、第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「関係資料は無く、確認できない。」と回答

しており、このほかに上記義務を履行したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 9 月までの期間、55 年 2 月、同年 3 月及び同年 6 月に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 38 年 9 月まで
② 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月
③ 昭和 55 年 6 月

昭和 36 年頃、夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付したはずなのに、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 市が保管する国民年金被保険者名簿によると、当該期間の直後の昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を 40 年 11 月 22 日に過年度納付していることが確認できるところ、当該過年度納付時点において、申立期間①の保険料は時効により納付することができない上、申立人夫婦の同被保険者名簿によると、当該期間の後半の 38 年 4 月及び同年 9 月欄に、「時効消滅」の押印が確認できる。

また、「夫婦一緒に国民年金に加入し、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付していた。」とする申立人の妻も申立期間①については、申立人と同様に未納であることが、A 市が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により確認できるところ、同被保険者名簿によると、同市は昭和 38 年 12 月 26 日付けで社会保険事務所 (当時) に申立人夫婦に係る不在決定報告を行い、39 年 6 月 2 日付けで不在取消しを行っていることが確認できることから、申立期間①当時、同市は、申立人夫婦の所在を把握していなかった可能性がう

かがわれる。

さらに、申立期間②及び③については、A市が保管する国民年金被保険者名簿及び特殊台帳のいずれも申立人夫婦の国民年金保険料は未納とされていることが確認できることから、夫婦二人の納付記録が同時に欠落することは考え難い。

加えて、申立人の妻が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の妻から聴取しても、保険料の納付方法等について記憶が明確ではなく、ほかに申立人の妻が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から同年 5 月まで
社会保険事務所（当時）での年金受給手続の際、A事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
しかし、A事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、所在地として申立てのあった地域（B県C市）には厚生年金保険の適用事業所として記録は無い上、D法務局E出張所から同事業所に係る商業登記簿は見当たらないとの回答を得た。

また、申立人が記憶するA事業所の名称に類似し、申立期間当時にB県内の厚生年金保険の適用事業所として確認できたFの名称を使用した2事業所（G社及びH社）並びに申立人がA事業所の所在地として記憶する地域に存在したI社に係る申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間当時の同僚及び事業主についての記憶が明確ではなく、申立てに係る事業所も特定できないことから、申立てに係る証言を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月10日から27年4月21日まで
② 昭和28年7月5日から同年8月25日まで
③ 昭和28年10月23日から29年11月30日まで
④ 昭和29年11月30日から30年1月6日まで

A社B工場を退職する時に、結婚する人は脱退手当金をもらったが、私は結婚退職ではなかったため、もらった記憶が無い。

A社B工場を退職後、帰郷し、失業保険を受給した後、再び同社C工場に勤務したが、洋裁学校に通うため、同事業所を退職した。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取った記憶も無いので、支給されていることに納得できない。

申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和30年1月6日）の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす28人について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある25人のうち、21人は、6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①、②、③及び④の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後

の昭和 30 年 4 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 2 月 25 日から同年 7 月 23 日まで
② 昭和 31 年 8 月 2 日から 37 年 6 月 30 日まで

65 歳になって、社会保険事務所（当時）に年金の請求手続に行った際、A 社及び B 社に勤務していた申立期間①及び②について、脱退手当金が支給されているため、年金の計算期間に含まれないことを知った。脱退手当金をもらった覚えは無く、納得できないため、何度も社会保険事務所に足を運んだが、脱退手当金の支給記録があるとして取り合ってもらえなかった。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後 140 人以内に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 37 年 6 月 30 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2 年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす 21 人（当該資格喪失日から 1 年以内に資格取得している 19 人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 18 人のうち、17 人は、被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、年金事務所には、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日か

ら約5か月後の昭和37年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月20日から21年11月20日まで

② 昭和21年12月24日から29年12月25日まで

社会保険事務所（当時）での年金受給手続の際、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録について、脱退手当金の支給記録があることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、申立期間①及び②について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページ（合計5ページ）に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和29年12月25日）の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす22人について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある18人のうち、16人は、資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②の脱退手当金について、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の支給額は、法定支給額とおおむね一致しており、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年2月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月12日から29年6月30日まで
② 昭和34年3月13日から同年4月30日まで
③ 昭和35年1月1日から36年7月6日まで

日本年金機構から脱退手当金についての確認はがきが届いたため、年金事務所に確認に行き、脱退手当金についての説明を聞いたが、脱退手当金を受給した記憶が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後80人以内に記載されている女性従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和36年7月6日）の前後2年以内に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件（2年以上の厚生年金保険被保険者期間）を満たす30人（当該資格喪失日から1年以内に資格取得している6人を除く。）について、オンライン記録により脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある24人のうち、20人は、被保険者資格の喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主が代理請求を行った可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①、②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年10月5日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、厚

生省（当時）から脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 861

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 1 日から 35 年 9 月 26 日まで
A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を請求し、受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の健康保険の番号の前後 50 人のうち、厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上あり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 35 年 9 月 26 日）前後約 2 年以内に同被保険者資格を喪失した女性従業員 63 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、56 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 44 人は資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 2 月 6 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、35 年 12 月に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から社会保険出張所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがう。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月21日から24年3月22日まで

A社B工場に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、脱退手当金を請求し、受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金の算定期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、A社は、「当社B工場に係る関係資料は残っていないが、脱退手当金について、退職者が多い場合は説明会を開き、少ない場合は個別に説明した上で、脱退手当金の代理請求を行っていたが、代理受領はしていない。また、国民年金制度発足前は、再就職の予定が無い退職者に、脱退手当金を請求するよう指導していた。」旨回答していること、当時は、通算年金制度創設前であったこと、及び申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和24年3月22日）から24日後の昭和24年4月15日に支給決定されていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間、平均標準報酬月額、支給額等について具体的に記載されている上、その支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 863

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から31年5月1日まで
申立期間当時、A社B支社（現在は、C社）D事業所の臨時雇用員として正規職員と一緒に作業現場に行き、信号機の保守点検に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険が未加入となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務場所や勤務内容等について詳細に覚えていることから、申立人は、時期が特定できないものの、A社B支社D事業所に臨時雇用員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社の清算事業を所管しているE事業所は、「申立人の厚生年金保険に係る資料はA社から一切承継していない。A社が臨時雇用員及び試用員に対し厚生年金保険の加入を始めたのは、昭和38年10月1日以降なので、申立期間当時、申立人が臨時雇用員であった場合は厚生年金保険の加入はありえない。」旨回答していること、C社は、「当社は退職者について、退職年度を基準として管理しているが、昭和31年度中の退職者の中に申立人に係る人事記録は見当たらない。申立てどおりの届け出を行ったか、申立期間に係る保険料控除を行ったかは不明である。」旨回答していること、及びA社B支社の厚生年金保険の適用は昭和38年12月1日であり、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、当該期間当時、申立人は同事業所において厚生年金保険の被保険者となることができなかつたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。